

## IV-7-3] 青少年に関する行政施策の基本的な考え方について(抄)

[昭和 47 年 6 月 9 日 青少年問題審議会答申]

I 現代社会の青少年(略)

II 今後の社会の動向と青少年への期待(略)

### III 青少年行政の役割

#### 1. 青少年育成と青少年行政

これまでも強調してきたように、青少年の健全な成長にとって最も肝要なことは、青少年自身のみならず進むべき方向と目標とを求め、希望をもちつつ、限りない可能性に向かって挑戦していくことである。しかし、そのためには、青少年育成にかかわるものが、青少年がそれぞれの個性に応じ、その成長過程の各時期にふさわしい発達をとげることができるよう、そのために必要な条件を整備し、青少年のみならずのもつ力を伸ばし、発展していくための努力について適切な助言と援助を行う必要がある。

今日における青少年育成の課題は、いうまでもなくこれからの社会の発展の中で、社会が青少年になにを期待し、どのような姿勢で未来を切り開いてほしいのかというところに求められる。すでに述べたように、いま青少年に期待されているのは、[1] 青少年自身の個の充実であり、[2] その創造力を伸ばしかつ発揚することであり、[3] 社会に主体的に参加することであり、そして[4] 連帯意識を養い、進んで社会的に連帯の輪を広げていくことである。

したがって、青少年育成のかかわりをもつものがなすべきことは、青少年の自己啓発に必要な新しい知識の学習や技術・技能の習得、あるいは豊かな人間性の回復をはかる基盤となる教養の修得の機会や場を提供することであり、創造性の発揮に必要な自由時間の有効活用条件を整備し、適切な指導体制を整備することである。また、家庭・学校・職場・地域社会などあらゆる場で、青少年の意思が適切に反映され、青少年がそれぞれの場で役割をこなせるようにすることであり、さらに青少年が身近なところで参加と連帯などの体験をすることができるグループや団体の育成とその活動の促進につとめることである。それとともに、青少年のめざましい自主的活動や創造的な業績を社会的に評価し、顕彰し、激励することなどである。

このような青少年育成の課題は、その遂行にあたって、多くの人や物や情報を必要とする。それは、広く国民各層の理解と支持や熱意のあるボランティアの奉仕努力にまつところが大きい。とりわけ、組織的・継続的にそのような課題に対処していく青少年行政の役割は重要である。したがって、青少年行政の体系化と充実をはかることなしには、青少年育成に関する社会的な営みの発展は望めない。

#### 2. 青少年行政の推移と現状

戦後のわが国における青少年対策は、戦災孤児や浮浪児の收容保護や日ごと深刻の度を加えつつあった青少年非行の防止対策など応急的措置ともいべき施設に始まった。そして、その後も主として、ヒロポン禍対策、人身売買などに対する応急保護的な施策および青少年非行防止対策ないしそれと関連する社会環境浄化対策等がもっぱらその中心であった。

しかし、昭和 30 年代に入り、青少年に関する行政施策は従来の対症療法的、事後的措置から積極的な健全育成施設へとすたいにその方向を転回していった。これは、戦後の社会的混乱が収まり、経済が復興し、国民生活が落ち着きを取りもどしてくるとともに、従来の青少年対策のあり方や実績についての反省に立って、個々の問題はそれぞれ適切な措置を講ずることによって応急的に対処するとしても、根本的な解決をはかるためには、教育・福祉・労働・保護等の基本施策を通じて積極的に青少年の健全

な育成をはかることが必要であるとの認識が高まってきたからである。

このような認識の高まりや、さらにその後引き続いた経済の発展や生活環境の変化を背景として、青少年に関する新たな制度や事業が創設され、個々の事業内容も年を追って改善されてきている。

今日、青少年に関する行政施策は、家庭・学校・職場・地域社会など青少年の生活のあらゆる場に広くかかわりを持ち、それぞれの場における青少年の指導・育成・保護および矯正に関して、施設等の整備、指導者等の確保、青少年の諸活動の援助、調査研究の実施や情報の収集と提供などさまざまな措置を講じている。このように、施策は全体とてきわめて多方面にわたるとともに、また複雑な体系をなすにいたっている。

また、このような施策は、国のみが実施する分野もあれば、国と地方公共団体が制度上の区分に応じて分担して実施している分野もあり、一方自由時間における青少年の活動を奨励し援助する施策のように、国と地方公共団体がそれぞれの立場で推進している分野もある。また、これらを実施する機構も、行政の区分に応じて分担するといういわゆるたて割りとなっており、きめの細かい施策を実施できるしくみになっているが、その反面、青少年行政全体としての整合性、有機的関連性がとかく失われがちになっている。

### 3. 青少年行政の役割

青少年は、将来の生活のための準備期間にある存在というだけでなく、その時期におけるみずからの生活を生きる存在でもある。したがって青少年行政は、国歌・社会の次代を託され、民族の生命力を継承する青少年の健全な育成をはかるとともに、青少年がそれ自体価値的な存在として、その時期にふさわしい役割を果たし、みずからの生活を充実していくことを助長するところにその意義がある。

青少年に関する個別的行政の中には、その行政における基本的理念ないし行政の目的が明示されているものがあり、また明示されていないものもあるが、後者の場合でも具体的な施策によって、その行政の指向するところが握される。いずれにしても、青少年に関する行政施策は、究極的には青少年ひとりひとりが国家・社会の有為な形成者となることができるようその心身の健全な成長を図ることをねらいとしている。

青少年育成にたずさわるものの役割は、青少年自身の向上発展への努力を助長し援助することである。そして青少年行政になうべき主たる役割は、青少年個々の努力と青少年育成にたずさわる民間の自主的活動の努力を結実させるために必要な諸条件を整備することである。

その第一は物の面である。たとえば、青少年育成のための施設・設備を整備充実し、それらの有効な活用をはかることがあげられる。青少年が自己を啓発してその創造性を発揮していくにしても、また集団活動を展開するにしても、さらいスポーツ・レクリエーションを楽しみ、あるいは身体を鍛錬していくにしても、物的条件が乏しくてはその効果があがらない。

第二は人の面である。たとえば、青少年育成の指導者の養成、その指導者による指導やサービスの提供があげられる。かりに施設がいかに整備されていても、指導者や管理者に熱意と能力のある人を得て、それを利用する青少年に水準の高い指導とサービスを提供するのでもなければ、施設は真に生きてこない。また、青少年の諸活動が生氣にあふれるかどうか、指導者によるところが大きい。

第三は情報面である。たとえば、青少年の意識と行動の実態やその願望・要求を的確には握するための調査研究の実施とその結果の活用、広く社会に対する問題提起、また青少年に正しい認識や判断の契機を与えるための知識や情報の提供などである。

第四は制度的条件である。たとえば、施設の実施にかかわる組織や手続など制度的な諸条件の体系化や能率化があげられる。

青少年行政は、このような役割の認識を立て、青少年ひとりひとりが目標をみずから求め、発見し、自助自立していくことに期待をかけつつ、その役割にふさわしい行政のあり方を追求していかなければならない。

## IV 青少年行政のあり方に関する提言

これまで述べてきたように、青少年の健全な育成をはかっていく上で、青少年行政の果たすべき役割は重要であり、とくに急激に変化、進展していく社会の将来においては、その役割がいつそう大きくなるものと思われる。

その見地から、青少年行政の今後のあり方について、その位置づけと姿勢、行政施策の重点方向および総合的推進の方策について、以下の提言を行うものである。

### 1. 青少年行政の位置づけを高め、その姿勢を整えるべきである。

#### (1) 青少年行政の位置づけ

青少年行政がじゅうぶんにその成果をあげうるためには、施策が単に目先の現象に対応するだけの場あたりのなものであってはならず、常に将来を正しく洞察、予見し、一貫した理念に基づく計画的な施策が強力に推進されなければならない。また、各省庁にまたがり、複雑多岐にわたっている各種の施策が、相互に緊密な連けいをとって総合的に推進されることが重要である。

そのためには、国政全体の中における青少年行政の位置づけを高め、行政のしくみに必要な改善を加え、青少年対策が常に重要施策としてとりあげられるようにする必要がある。このことは、国の段階においてだけでなく、地方行政においてまた同じである。

#### (2) 他の行政との関連

青少年に関する行政施策は、社会の変化につれてその内容がますます多様化し、その範囲もまた拡大していくことになるが、その結果、他の行政分野の施策とのかかわりあいもいつそう深くなる。

したがって、青少年行政がそれ自体の総合調整をじゅうぶんにはかることはもちろん、同時に国政全体の中で独自の地位と役割とを維持しつつ、他の行政分野との効率的な連けいと協力とをはかってその目的を貫いていくことができるよう、いつそう配慮を加えることを必要である。

#### (3) 国民理解と協力

青少年行政がじゅうぶんに役割を果たしてその効果をあげうるためには、青少年行政にたずさわるものが青少年の問題を常に国民とともに考え、ともに歩むという姿勢をもつことが重要である。国民の理解と協力なしには真の効果をあげることは望めないからである。

そのために行政は、親、教師、雇用者その他青少年に直接のかかわりをもつひとびとはもちろん、広く国民一般に対しても、常に青少年の実態、青少年問題やそれへの対策などに関する豊富な情報や資料などを提供する必要がある。それによって、青少年に対する国民一般の関心が高められ、健全育成のための国民の自発的な諸活動を促すことにもなる。行政がこれらの活動に対して積極的な協力と支援とを惜しんではならないことはいうまでもない。

### 2. 行政施策の重点方向を明確にして推進する必要がある。

青少年に関する行政施策は、これまでもたびたびふれてきたように、きわめて複雑かつ多様である。したがって、それらの施策をより効率的に推進していくためには、その重点方向を明らかにする必要がある。そして、これまで述べてきたような青少年の実態、経済、社会諸情勢の変化、青少年への期待などから、青少年に関する行政が今後指向すべき重点方向をさぐれば、それ

は青少年が自由時間を創造的に活用し、社会に主体的に参加できるようにすることであり、また、青少年にとっての健全な環境をつくっていくことであると考えられる。

#### (1) 自由時間の創造的活用と自主的活動の促進

経済社会の発展に伴い、自由時間はしだいに増大してきているが、今後はさらに労働時間の短縮や所得の増加などによって、自由時間がふえるとともに、その活用に必要な経済的条件も整っていくであろう。

ひとびとによって、自由時間は、その趣味や娯楽あるいは学習などときわめて多様に用いられるものではあるが、これをただ漫然と費やすか、それともある目標をもって計画的に活用していくかどうかは、人生に大きな隔たりを生み出すに違いない。

とくに青少年にとって、自由時間は単位勤労や学業で生じた疲労から回復し、あすに備えて休養するための時間であるだけではなく、自主的な活動をとおして、個の充実をはかり、創造力、連帯意識などを養い、あるいは自然と接触し、現代生活の中で失われた人間性を回復し、生きる目標と喜びをつくり出し、自己を実現することができる時間でもある。

したがって、このような自由時間を青少年が創造的に活用するために必要な条件整備をはかるべきである。

#### ア. 学習、鍛錬の機会の充実

青少年が変化する社会に適応するだけでなく、みずから未来の社会を開拓しようようになるためには、知識や技術・技能を身につけることはもちろん、個性、広い視野、創造力といったこれからの時代に生きる青少年に求められる資質・能力を養わなければならない。このような観点から、青少年の自己啓発の促進をはかる必要があり、そのため青少年自身の要求や社会的養成に応じたさまざまな学習の機会をいっそう拡大すべきである。また、これからの社会においていっそう充実した生き方をするためには、単に知識や技能を身につけるだけではなく、しっかりした人生観や社会観をもち、強い意志や活力をもつことが重要である。したがって、青少年が進んで精神的鍛錬にはげむことができるよう配慮することが必要である。

さらに、青少年がみずからの健康増進と体力増強につとめることは、同時に意志や活力を養うことでもあり、あらゆる分野において活発な活動を進めていくために不可欠のことである。したがって、都市、農村を通じて広く体力づくりの気運を高め、家庭、学校、職場、地域社会などにおける日常的な体育・スポーツの実践活動を活発化するため、長期的な展望に立つ施設づくりや指導者養成などにつとめるべきである。

#### イ. 青少年指導者の養成と確保

青少年の諸活動が活発化していくための条件はいろいろあるが、なかでも指導者の果たす役割はとくに重要である。青少年指導者は、常に青少年とともに行動し、その要求や願望を理解し、青少年が広い視野に立った見とおしをもつことを援助し、青少年活動をより活発化するための指導、助言を行うのであるが、青少年が親しめるすぐれた人間性ととも、専門的な知識や指導技術をもつことが重要である。

このような観点に立つて、広く各種の有給指導者および有志指導者の養成と確保のためにいっそう積極的な措置を講ずるべきである。その際留意すべきことは、これからなるべく若い指導者の養成に重点をおくことであり、とくに青少年自身が有志指導者として活躍できるよう配慮することが望ましい。

#### ウ. 青少年施設の整備促進

青少年活動を促進するために、その拠点となる各種施設の整備をはかることがまた重要である。

青少年施設は、近年かなり整備されてきているが、量的にもまだじゅうぶんではない。同時にこれからの施設は、青少年の要求を反映し、かつ将来の社会発展に十分に適応できることがとくに要請され、その面からも、その質的充実をはかることが重要となっている。

このため、総合的な施設整備計画を策定し、それに基づいて、施設の整備を促進すべきである。この場合、広域的な施設の充

実拡大をはかることはもちろんであるが、とくに青少年の生活圏に結びつく地域的な施設の整備についていっそうの努力を傾けることが望まれる。その際には、地域における各種施設との連携やサービス提供の機能をじゅうぶんに考慮して推進する必要がある。

また、これらの各種施設は、青少年や青少年団体の日常的な活動を活発にするため広く青少年に開放され、青少年たちが施設の運営に進んで参画できるよう配慮されるとともに、すぐれた指導者や管理者の配置、地域の実情に即した運営などにより、それぞれ特色をもった魅力あるものとなることが望まれる。

## エ. 青少年団体の育成

青少年の健全育成を進めていく上で、青少年団体の果たしている役割はきわめて大きい。すなわち、青少年は健全な団体やグループに参加することによって、直性的な参加の意識をもつことができ、また集団活動を通じて社会の一員としてとるべき態度を学ぶことができる。さらに、団体によっては、異性との交際や年齢を異にする者との対話の機会を得て、それを通じて、男女間および世代間相互の理解と信頼を深めることもできる。

したがって、青少年団体の組織化およびその育成をはかるために有効な支援を行うべきである。その育成にあたっては、常に団体の自主性を尊重し、団体の要求にこたえ、必要に応じて施設の開放、税の減免措置などに及ぶ多様な育成の施設を講ずるべきである。

また、団体・グループ活動の存在を知らないためにそれに参加し得ない多数の青少年に情報を提供して活動への参加の機会を広げ、あるいは団体・グループづくりの方法を実践的に開発することを奨励するなどのくふうも必要である。

## オ. 国際交流活動の促進

今後、国際化がますます進展していく中で、青少年がそれにふさわしく成長していくことの重要なことは前にもふれたとおりである。

国際社会におけるわが国の地位や向上や、あるいは果たすべき役割の増大に即応できるよう、とくに青少年が国際的な関心を高め、広い視野に立ってわが国の進むべき方向を見定め、国際社会に処することが期待される。

このため、青少年に対して、多様な国際交流と国際協力の機会を提供し、青少年の自主的な参加を促進すべきである。

### (2) 青少年の参加の推進

青少年の参加は、青少年自体の要求としていろいろな形で主張されているが、社会のあらゆる場で青少年のエネルギーが発揮されるようにすることは、同時に社会的要請であり、国民的な課題である。

およそ青少年は、参加することによって、みずからの役割と責任を発見し、その集団への帰属感をもち、目的実現の過程に参画し、他との連帯感を強める。このようにして、青少年は自分の存在を確認し、自己をみつめ、自己を実現する。また、青少年の参加によって知恵や力が結集され、集団に新しい活力がわく。

しかし、社会の現実には、青少年を巨大な組織の一端に押しこめ、あるいは、雑踏の中の孤独に追いつめ、青少年の疎外感を深めている。こうした傾向は、職場や学園など青少年をとりまくいろいろな場面でみられるところである。

人間にとって、その誇りと自負をささえているものは役割と責任の意識であると思われるが、青少年もまた参加し、参画することによって責任を感じ、それがまた自負と誇りにつながり、生きがいに通ずるものである。

したがって、家庭でも、学校でも、職場でも、また地域社会でも、青少年の参加について、考慮され、努力が払われるべきである。硬直化した組織の運営や既成の過程に対するこだわり、青少年自身の無関心や逃避の態度など参加をはばんでいる要因を解明し、それを改めていくとともに、青少年がそれぞれの発達段階やおかれた立場に応じて、その能力を最大限に発揮し積極的に役割と責任を分担することができよう、行政もまた多様な施策を進める必要がある。もちろんその際、青少年がそれにふさわしく自己を充実し、また周囲との調和をはかりながら、よりよき手段や社会の形成につとめることが望まれる。青少年参加は、変動す



る社会において常に実験的な側面をもっているのかも知れないが、青少年のさまざまな生活の場において、たゆみなく開発されていかなければならないのであって、青少年自身および青少年をとりまくひとびとがあらゆる機会にさまざまな方法を求めて挑戦していくべき課題である。

#### ア. 行政施策に対する青少年の意思反映の積極化

青少年に関する施策や事業を青少年のためのものとし、また、真に青少年による施策や事業とするためには、青少年施策の立案や実施の過程に青少年の意志を反映させることが重要である。そのための効果的な方法を考究すべきである。

とくに青少年の直接の参加を求める施策や事業の実施にあたっては、青少年や青少年団体の自主性、自律性を尊重しつつ、その実行力を信頼し、可能なかぎり青少年自身の手企画・運営をまかすよう配慮することも必要である。

また、青少年の意思反映は単に青少年施策に限定されるのではなく、さらに進んで国や地方公共団体の施策全般にまで、逐次広がっていくことが望まれる。

#### イ. コミュニティを基盤とした諸活動への参加促進

今日、コミュニティの連帯を強調する声が高まってきている。前記の「青少年の連帯感などに関する調査」結果から、青少年が自分の住んでいる地域社会にかなりの愛着をもっていることがうかがわれる。しかし、青少年は、地域社会の形成や発展に関して直接参加する機会にはあまり恵まれていない。

したがって、地域社会における青少年の役割を認め、コミュニティを基盤とした青少年の諸活動を奨励するとともに、青少年が進んでボランティア・エネルギーを発揮し、新しいコミュニティづくりや地域住民の福祉向上の諸活動に参加し、これを推進していくことを促進すべきである。

このようなコミュニティ活動によってつちかわれた青少年の連帯意識が、電車の中や盛り場のようにひとりひとりが直接かかわりがないように見える社会の場にまで広げられていくことが期待される。

#### ウ. 職場における参加の促進

企業の大規模化、作業オートメーション化などに伴う一部職業における作業内容の単純化は、青少年は、職場での働きがいを見いだしにくくしている。また、将来の見とおしをたてにくい職場もあり、青少年が働くことに生きがいを見い出せない場合も多い。

職場において働きがいを見いだせるかどうかは、職場が、青少年にとって自己を実現する場として組織されているかどうかにかかわるところが大きく、青少年が、その職場における集団や組織の一員として必要とされ、役立っていることをみずからの実感としてもちうるようになることが望まれる。

したがって、たとえば自発性・自律性を重んじた集団づくりや目標管理方式、相互激励・評価の制度、提案制度の採用、コミュニケーションの改善、その他あらゆる努力を払うことなどにより、職場における青少年の参加の実現をはかり、青少年が積極的に責任を分担していくとともに、仕事をとおしても自己を実現していくことを促すようにする必要がある。

このことについて、雇用者や職場の管理者の深い理解と積極的な協力を期待しなければならないが、行政も、これに対して情報の提供、助言、援助など必要な措置をとるべきである。

#### エ. 団体・グループ活動による参加の推進

以上のように、青少年のひとりひとりがさまざまな領域で積極的に参加していくことは、青少年にとってもまた社会にとっても重要なことであるが、同時に団体、グループとしての参加も大いに奨励される必要がある。すなわち、共通の目的意識に立つ者が共通の問題をじゅうぶんに話し合い、そのうえで正しい認識や判断をもち、さまざまな問題について提言し、あるいは実践していくという形で、団体・グループは社会的役割を分担することができる。

そのためには、団体やグループを構成するひとりひとりが常に自己の充実につとめることはもちろん、広く他のグループと交流

したり、あるいは世代間の対話を試みたりして、広い視野に立つ努力を重ねる必要がある。

このような団体、グループの活動を通じて、青少年は参加の機会をもち、またみずからを訓練することにもなるのであるから、団体・グループが社会的役割を果たしていくことを推進すべきである。

### (3)健全な環境づくりの推進(略)

## 3. 青少年行政の総合的推進のため画期的な方策を講ずるべきである。

以上に述べてきたような重点方向をめざして、行政施策の効率的な推進をはかるためには、今日の青少年行政のあり方について改善を加えなければならないことが多い。

第一は、青少年行政は、その対照が多面性をもっており、また行政そのものが多様かつ複雑であるだけに、施策相互の有機的関連性を強めてその有効な展開をはかるためには、施策全体に共通する目標をできるだけ明確にするとともに、長期的かつ総合的な計画をもつ必要があるということである。

第二は、その計画が、常に青少年の実態や問題点を的確には握した上でしかも長期的視野に立った洞察と予測を基礎として、社会の急激な変化にじゅうぶん対応できるものでなくてはならないということである。

第三は、そのような計画に基づく施策について、さまざまな角度からその効果を分析、評価し、その結果が常にその後の施策に生かされていくというしくみがなければならないということである。

第四は、以上のような観点に立って青少年行政の現状をみた場合、この際思いきって新しい施策をとりあげる必要があり、かつ、将来にわたって青少年行政の全般のしくみについても、たえずくふうと改善を加えていく必要があるということである。

### (1)長期総合計画の樹立と推進

今後の変化する状況を先どりし、課題に柔軟、適切に対応していくためには、青少年に関する行政施策全体が総合的に機能しなければならないが、それには、施策全体が統一的・共通的な施策目標のもとに有機的関連性をもつことが必要である。そのため、青少年に関する行政施策のすべてを包括した長期総合計画を樹立し、長期的かつ総合的なアプローチを展開すべきである。

この長期総合計画は、抽象的なものではなく、総合的な長期の目標とあわせて比較的短期の目標を定め、これを段階的に実現していくという現実的なものでなくてはならない。そして、継続的に施策の相互関連性、優先度などが検討されるとともに、青少年をめぐる状況の変化に応じ、あるいは施策の効果の測定や評価に基づいて目標と施策が修正されていくものでなければならない。

そのため、施策を総合的に調整する機能の強化をはかる必要があり、さしあたり総理府青少年対策本部を拡充強化するとともに、同本部が各省庁間の連絡調整を効果的に行うための制度的な保障について検討する必要がある。また、青少年問題審議会の機能、権限および構成などを根本的に改編し、長期総合計画の樹立に関与させることなどについても、検討する必要がある。

### (2)調査研究および情報収集機能の強化

青少年に関する行政施策を有効に展開するためには、まず青少年の実態と青少年をめぐる問題とをできるだけ的確には握ることが必要である。そのためには、継続的に実態の調査と情報収集が行われなければならない。

このようにして得られた青少年の実態と問題点およびその背景、要因などに関する正確な分析と、将来の社会的変化に対する科学的手法をもってする洞察や予測をふまえて、はじめて問題解決の方途を的確に導き出すことができるのである。

もちろん、このような試みは今日においても行われているが、その多くはそれぞれの行政区分に分化しており、したがって多面的総合的に問題をとらえきれず、また本質的な掘り下げもじゅうぶんでなく、施策立案のじゅうぶんな根拠となり得ない場合も多い。そこで、この際新たに青少年問題に関する総合研究機関の設置をすみやかに検討する必要がある。この研究調査機関は、青少年に関するすべての問題を総合的にとらえ、調査研究に関しては高度の水準を保ちつつ、青少年に関するすべての行政と緊密

に協力し合い、関係各省庁に対してはもちろん、その他青少年団体をはじめとする民間にも広く寄与しうる機能と性格をもつべきである。また、青少年に関する情報の収集、提供に関しては、全国的センターの役割を果たすべきことが望まれる。

### (3) 行政効果と測定の評価

青少年に関する行政施策の効果的な実施のためには、それぞれの施策について常に行政効果の測定と評価を行い、その結果を次の施策の検討と選択の段階で生かす必要があり、そのためのしくみについてくふうすべきである。もちろん、今日でもそのような努力が行われていないわけではないが、いずれも部分的であり、また科学的手法を用いたり、システム化されるにはいたっていないからである。

青少年に関する行政施策は、究極的には人間を対象とし、また広範かつ複雑な領域をなすので、一面行政効果の測定と評価が困難な面もある。しかしながら、その行政効果の測定と評価は、けっして行政施策の短期的な即効性を求めるのではなく、あくまで長期的総合的な効果を期待するものであるから、その方法や適用については創意くふうをこらし、新しく開発をはからなければならない。

調査研究や情報収集による青少年の実態や青少年をめぐる状況のは握の結果は、行政効果の測定と評価にあたって重要な素材となるが、一方、行政効果の測定と評価の結果は、長期総合計画を継続的に検討し、補正するにあたって欠くことのできないよりどころとなるものである。

### (4) 青少年行政に関する総合的しくみの根本的検討

これまでに提言してきた事項とともに、さらに考究すべき問題として、青少年行政に関する総合的なくみの抜本的な検討がある。

もちろん、行政効率を上げるためにはこれまでもいろいろな検討が加えられ、改善が行われてきたところであるが、それらは局部的であって、全体に及んでいたとはいえない。

したがって、この際、青少年に関するすべての行政にわたる総合的なくみのあり方についての根本的な検討が必要であると思われるが、その場合には、青少年育成に関する基本法を定めてその根本理念と姿勢とを整えることや、青少年省庁の設置問題などをあわせて検討することも必要であろう。

また、青少年行政に関するこのような総合的なくみの検討は、単に国の段階においてだけでなく、国と地方公共団体との役割の分担・協力関係のあり方などについても、行われる必要がある。